

様式第 2 号（第 8 条関係）

「第 4 期宇土市地域福祉計画（素案）」に関する意見募集の結果について

健康福祉部福祉課

令和 3 年 2 月 3 日

第 4 期宇土市地域福祉計画（素案）について、市民の皆様からいただきましたご意見の概要とこれらに対する市の考え方を下記のとおりお知らせいたします。

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

1 意見募集期間 令和 3 年 1 月 13 日（水）～令和 3 年 1 月 26 日（火）

2 意見件数（提出者数） 5 件（1 名）

3 意見の取扱い

内訳	内容	件数
修正	案を修正するもの	1
既掲載	既に案に盛り込んでいるもの	1
参考	今後の参考とするもの	3

4 意見の概要と市の考え方

ご意見・提案の概要	市の考え方
地区座談会に策定委員もできるだけ参加して生の声に耳を傾け、実現性の高い素案を策定してほしいと思う。地区座談会で出てくる声の優先度や価値判断は実際にその場にはいないと理解できないのではないか。	今回、地区座談会には 12 名中 3 名の策定委員が参加していますが、策定委員全員に対して、地区座談会への参加を依頼するものではありませんでした。次期計画策定時には、地区座談会への参加について策定委員会へ諮りたいと考えます。 <b>【参考】</b>
地区座談会に参加したが、ゲーム仕立てのワークショップ形式に終わり、策定には役立っていないと思う。	地区座談会に参加していただく方全員が発言しやすいように、ワークショップ形式の座談会にしました。 また、地区座談会でいただいた意見についてはすべてを計画に反映させること

	<p>はできませんでしたが、可能な限り、第3章の P51 以降の「今後の取組」に反映させています。</p> <p><b>【参考】</b></p>
<p>アンケート結果において7地区別の状況について分析することは、ほとんど意味がないと考える。確かに地区別の住民世代構成比などに違いはあるが、福祉の課題に差があるわけではなく、むしろ同じ地区においても行政区別の違いの方が大きいと日頃感じている。もともと地域=地区別の計画ではないため、抜本的な構成の見直しがあってもいいのではないか。</p>	<p>本計画の策定にあたっては、上位計画である宇土市総合計画にあわせて、また5年前に策定した第3期計画との比較ができるように7地区別に現状の分析をしています。しかし、ご指摘のとおり、福祉課題自体に大きな差があるわけではなく、最終的な施策の方向性についても市全体としての目標や取組を示しております。そのため、7地区別に現状を分析することの必要性については、次期計画策定の際に改めて検討します。</p> <p><b>【参考】</b></p>
<p>地域福祉の実現の担い手となる宇土市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会との連携を図って実現するという記述が目立つが、たとえば地区社会福祉協議会の構成員の現況へ目を向ければ、そうした記述から実現性を覚えることはできない。むしろ、計画すべきなのは、実現を可能にする地域の福祉の担い手をどう養成していくことではないかと考える。</p>	<p>確かに、地区社会福祉協議会の構成員は、ほとんどが地区役員による充て職となっているのが現状です。本計画が掲げる取組の実現性について、再度見直し、地区社会福祉協議会に関する記述を精査、修正します。</p> <p>なお、地域福祉の担い手については、まずは P51 以降に掲げる地域や行政、社会福祉協議会の取組をとおして、幅広い世代に地域活動へ興味を持ってもらうことが重要であると考えます。</p> <p><b>【修正】</b></p>
<p>成年後見制度利用促進について、専門職でない市民後見人のような人材が必要とされているにもかかわらず、その確保についてなんらの計画がないように読める。</p>	<p>親族後見人の減少や専門職の受任数にも限界があることから、新たな担い手として市民後見人の活躍が期待されています。</p> <p>本市では、令和3年度に中核機関（成年後見支援センター）を開設し、その役割の中で、市民目線できめ細やかな支援ができる市民後見人の育成を図っていきます。</p> <p><b>【既記載】</b></p>